



第 4 章 資料編

人にやさしい福祉のまちづくり条例

平成十五年三月十七日公布

群馬県条例第十五号

改正 平成二十一年三月二十七日条例第二六号

目次

第一章 総則（第一条－第六条）

第二章 人にやさしい福祉のまちづくりに関する施策

第一節 基本方針の策定及び県民意見の反映（第七条－第九条）

第二節 人にやさしい福祉のまちづくりに関する施策の推進（第十条－第二十条）

第三章 だれもが利用しやすい施設等の整備

第一節 生活関連施設の整備（第二十一条－第二十四条）

第二節 特定生活関連施設の整備（第二十五条－第三十二条）

第三節 公共輸送車両等、公共工作物及び住宅の整備（第三十三条－第三十五条）

第四節 案内の充実等及び介助等の措置（第三十六条・第三十七条）

第四章 雑則（第三十八条－第四十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、人にやさしい福祉のまちづくりに関し、県、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、これに関する施策を総合的に推進することにより、高齢者、障害者等を始めだれもがいきいきと心豊かに日常生活を営み、又は社会活動を行うことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、傷病者、幼児、妊産婦、外国人その他日常生活又は社会活動において行動上の制限その他の制限を受ける者をいう。

二 生活関連施設 医療施設、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、福祉施設、遊技施設、教育文化施設、道路、公園その他の多数の者が利用する施設でだれもが安全かつ快適に利用できるよう整備することが必要なものとして規則で定めるものをいう。

三 特定生活関連施設 生活関連施設のうちだれもが安全かつ快適に利用できるよう整備することが特に必要なものとして規則で定めるものをいう。

四 公共輸送車両等 鉄道の車両、自動車その他の旅客の用に供する車両等で規則で定めるものをいう。

五 公共工作物 信号機、公衆電話所その他の公共の用に供する工作物で規則で定める

ものをいう。

六 施設等 生活関連施設、公共輸送車両等、公共工作物及び住宅をいう。

(県の責務)

第三条 県は、県民及び事業者と協力し、人にやさしい福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ効果的に実施する責務を有する。

2 県は、その設置し、又は管理する施設等について、だれもが安全かつ快適に利用できるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、その提供するサービス及び情報について、だれもがこれを円滑に受け入れられるよう努めるものとする。

(県民の役割及び責務)

第四条 県民は、人にやさしい福祉のまちづくりについて理解を深めるとともに、介助を必要とする高齢者、障害者等に対し、親切に対応すること並びに家庭及び地域において思いやりのある心をはぐくむことその他人にやさしい福祉のまちづくりに関する活動に取り組むよう努めるものとする。

2 県民は、県が実施する人にやさしい福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 県民は、高齢者、障害者等に配慮して整備された生活関連施設、公共輸送車両等若しくは公共工作物又は提供された物品若しくはサービスについて高齢者、障害者等による利用を妨げないようにしなければならない。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、人にやさしい福祉のまちづくりのため、その所有し、又は管理する施設等及び提供するサービス又は情報について、必要な措置を講ずるとともに、県が実施する人にやさしい福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県、県民及び事業者の連携)

第六条 県、県民及び事業者は、相互に連携し、人にやさしい福祉のまちづくりの推進に努めるものとする。

第二章 人にやさしい福祉のまちづくりに関する施策

第一節 基本方針の策定及び県民意見の反映

(基本方針の策定)

第七条 知事は、次に掲げる事項を基本として、人にやさしい福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための基本方針を策定するものとする。

- 一 だれもがいきいきと心豊かに日常生活を営み、又は社会活動を行うに当たり、これらを困難にする障壁を取り除き、又は障壁を設けないようにするための施策を推進するとともに、人にやさしい福祉のまちづくりに関し、県民及び事業者が行う活動を支援すること。
 - 二 県民及び事業者が、人にやさしい福祉のまちづくりに関し、理解を深め、県の施策に協力して自主的に取り組むよう意識の高揚を図ること。
 - 三 だれもが自立した日常生活又は社会活動を目指し、地域において支え合いながら共に暮らすことができる地域社会づくりを推進すること。
 - 四 だれもが安全かつ快適に利用できるよう、県が設置し、又は管理する施設等の整備を図るとともに、事業者が設置し、又は管理する施設等の整備を促進すること。
- 2 知事は、前項に規定する基本方針を策定し、又は変更したときは、これらを公表するものとする。

(県民意見の反映)

第八条 県は、人にやさしい福祉のまちづくりに関する施策を実施するときは、広く県民の意見を聴き、当該意見を反映させるよう努めるものとする。

(会議の設置)

第九条 県は、第七条第一項に規定する基本方針その他の人にやさしい福祉のまちづくりに関する重要事項を決定するときは、県民の意見を反映させるため、高齢者、障害者等、事業者、学識経験者等で構成する会議を設置し、意見を聴くものとする。

第二節 人にやさしい福祉のまちづくりに関する施策の推進

(安全の確保)

第十条 県は、人にやさしい福祉のまちづくりに関し、安全な日常生活又は社会活動が確保されるよう防犯、防災及び交通の安全に関する施策の推進に努めるものとする。

(啓発活動)

第十一条 県は、人にやさしい福祉のまちづくりに関し、県民及び事業者の理解を深め、これらの者の自主的な取組を促進するため、啓発活動に努めるものとする。

(情報の提供等)

第十二条 県は、人にやさしい福祉のまちづくりに関する情報を収集するとともに、県民及び事業者に対し、適切な情報の提供に努めるものとする。

- 2 県は、だれもが日常生活又は社会活動に関する情報を円滑に受け入れられるようにし、又は意見を円滑に表示できる手段の確保に努めるものとする。

(教育の充実等)

第十三条 県は、児童等が人にやさしい福祉のまちづくりに関する理解を深め、思いやりのある心をはぐくむよう教育の充実に努めるものとする。

2 県は、県民及び事業者が人にやさしい福祉のまちづくりに関する理解を深めるとともに、これらの者が自主的な活動に取り組むことができるよう学習の機会の提供に努めるものとする。

(車いす使用者用駐車施設の適正利用の推進)

第十三条の二 県は、県民及び事業者と協力し、高齢者、障害者等のうち、車いすの利用者その他の歩行が困難な者が、これらの者のために設置された駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を円滑に利用することができるよう、利用基準の設定その他の必要な措置を講じ、車いす使用者用駐車施設の適正な利用の推進を図るものとする。

(ボランティア等との協働等)

第十四条 県は、人にやさしい福祉のまちづくりに関し、ボランティア活動を行うもの、特定非営利活動法人、地域における諸団体等と協働し、地域の実情に応じた施策の推進に努めるものとする。

2 県は、人にやさしい福祉のまちづくりに関し、地域において住民が互いに支え合いながら行う高齢者、障害者等に対する介助、子育て支援等の活動を支援するための施策の推進に努めるものとする。

(人材の育成)

第十五条 県は、人にやさしい福祉のまちづくりに関する専門的な知識及び技能を有する者の育成に努めるものとする。

(調査等の促進及び成果の普及)

第十六条 県は、人にやさしい福祉のまちづくりを推進するため、施設等に係る調査、研究及び技術開発並びにサービス及び情報の提供に係る調査及び研究を促進するとともに、これらの成果の普及を図るよう努めるものとする。

(技術的援助)

第十七条 県は、人にやさしい福祉のまちづくりに関する施策を推進するため、県民又は事業者に対する技術的援助に努めるものとする。

(財政上の措置)

第十八条 県は、県民又は事業者が人にやさしい福祉のまちづくりに関する活動を自主的に行うに当たり、必要があると認めるときは、予算の範囲内において助成その他の措置を講ずることができる。

(社会参加の促進)

第十九条 県は、人にやさしい福祉のまちづくりを推進するため、高齢者、障害者等が文化、スポーツ及びレクリエーションに関する活動並びに地域活動に参加することができるようその機会の提供に努めるものとする。

2 県は、人にやさしい福祉のまちづくりを推進するため、高齢者、障害者等がその意欲、能力及び適性に応じて就労の機会が確保され、又は自立した経済活動が営めるよう必要な施策の推進に努めるものとする。

(表彰)

第二十条 知事は、人にやさしい福祉のまちづくりの推進に著しい功績があると認めるものに対し、表彰を行うことができる。

第三章 だれもが利用しやすい施設等の整備

第一節 生活関連施設の整備

(整備基準)

第二十一条 知事は、生活関連施設の構造及び設備に関し、だれもが安全かつ快適に利用できるよう必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 整備基準は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場その他の規則で定めるものについて、生活関連施設の種類及び規模に応じ規則で定めるものとする。

(整備基準への適合)

第二十二条 生活関連施設の新築若しくは新設又は増築、改築、移転若しくは建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第十四号に規定する大規模の修繕若しくは同条第十五号に規定する大規模の模様替（整備基準に係る部分を含むものに限る。以下「新築等」という。）をしようとする者（施設の用途を変更して生活関連施設としようとする者を含む。）は、当該生活関連施設を整備基準に適合させるよう努めなければならない。

2 生活関連施設を所有し、又は管理する者（以下「生活関連施設所有者等」という。）は、当該生活関連施設を整備基準に適合させるよう努めるものとする。

(維持保全)

第二十三条 生活関連施設所有者等は、当該生活関連施設について、整備基準に適合している部分の機能を維持するよう努めなければならない。

(適合証の交付等)

第二十四条 生活関連施設所有者等は、規則で定めるところにより、知事に対し当該生活関連施設が整備基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）の交付を申請することができる。

- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、当該生活関連施設が整備基準に適合していると認められるときは、当該申請をした者に対し、適合証を交付するものとする。
- 3 知事は、適合証の交付を受けている者の同意を得て、当該適合証に係る生活関連施設が整備基準に適合していることを公表することができる。
- 4 知事は、第二項の規定により交付した適合証に係る生活関連施設が整備基準に適合しなくなったと認める場合は、当該生活関連施設的生活関連施設所有者等から当該適合証を返還させるものとする。

第二節 特定生活関連施設の整備

(新築等の届出)

第二十五条 特定生活関連施設の新築等をしようとする者（施設の用途を変更して特定生活関連施設としようとする者を含む。以下同じ。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。以下同じ。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

(工事完了の届出)

第二十六条 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事（同条第二項の届出の内容の変更があった場合は、当該変更に係る工事を含むすべての工事）が完了したときは、規則で定めるところにより速やかに知事に届け出なければならない。

(完了検査)

第二十七条 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定生活関連施設の整備基準への適合状況を検査するものとする。

(適合状況報告)

第二十八条 知事は、必要があると認めるときは、特定生活関連施設を所有し、又は管理する者（以下「特定生活関連施設所有者等」という。）に対し、当該特定生活関連施設の整備基準への適合状況について報告を求めることができる。

(指導及び助言)

第二十九条 知事は、第二十五条若しくは第二十六条の規定による届出の内容又は前条に規定する報告の内容が整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出又は報告をした者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(勧告)

第三十条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 一 特定生活関連施設の新築等をしようとする者が第二十五条の規定による届出をしないとき。
- 二 特定生活関連施設について第二十五条による届出をした者が第二十六条の規定による届出をしないとき。
- 三 特定生活関連施設所有者等が第二十八条に規定する報告をしないとき。
- 四 前条の指導及び助言を受けた者が当該指導及び助言に従わず、かつ、その整備の内容が正当な理由なく整備基準に照らして著しく不十分であると認めるとき。
- 五 特定生活関連施設の新築等をしようとする者又は特定生活関連施設所有者等が第三十二条第一項の規定による検査を拒否したとき。

(公表)

第三十一条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その公表の理由を前条の規定による勧告を受けた者に通知し、その者が意見を述べ、及び有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

(立入検査)

第三十二条 知事は、特定生活関連施設の新築等をしようとする者又は特定生活関連施設所有者等に対し、前三条(第三十条第五号を除く。)の規定の施行に必要な限度において、その職員に検査のため特定生活関連施設又はその工事現場に立ち入り、当該特定生活関連施設の整備基準への適合状況について検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三節 公共輸送車両等、公共工作物及び住宅の整備

(公共輸送車両等の整備)

第三十三条 公共輸送車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共輸送車両等について、だれもが安全かつ快適に利用できるようにするため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共工作物の整備)

第三十四条 公共工作物を設置し、又は管理する者は、当該公共工作物について、だれもが安全かつ円滑に利用できるようにするため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

る。

(住宅の整備)

第三十五条 県民は、その新築し、又は所有する住宅について、居住者が将来にわたり安全かつ快適に生活できるようにするため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 住宅を供給する事業者は、だれもが安全かつ快適に利用できるように配慮された住宅の供給に努めるものとする。

第四節 案内の充実等及び介助等の措置

(案内の充実等)

第三十六条 生活関連施設又は公共輸送車両等(以下「生活関連施設等」という。)を所有し、又は管理する者は、当該生活関連施設等の案内について、だれもが当該生活関連施設等の利用の目的が達成できるようその充実に努めるとともに、当該生活関連施設等において、階段、昇降機及び便所等について、だれもがわかりやすい絵文字その他の表示の使用に努めるものとする。

(介助等の措置)

第三十七条 生活関連施設等を所有し、又は管理する者は、当該生活関連施設等を高齢者、障害者等が利用する場合にあっては、当該高齢者、障害者等に対する介助その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四章 雑則

(国等に関する特例)

第三十八条 国及び地方公共団体その他規則で定める者(以下「国等」という。)が行う特定生活関連施設の整備については、第三章第二節の規定は、適用しない。

2 知事は、国等に対し、施設等の整備基準の適合状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(市町村の条例との関係)

第三十九条 生活関連施設に関し、市町村の条例により、この条例の規定による整備と同等以上の整備が行われると知事が認めるときは、当該生活関連施設の整備については、規則で定めるところにより、第三章第一節及び第二節の規定の全部又は一部を適用しないことができる。

(委任)

第四十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第三章、第三十八条及び第三十九条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第三章の規定の施行の際現に新築等の工事に着手している特定生活関連施設については、当該工事に係る第二十五条から第二十七条までの規定（これらの規定に係る指導及び助言並びに勧告を含む。）は、適用しない。

附則（平成二十一年三月二十七日条例第二十六号）

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則

平成十五年十二月二十六日

規則第八〇号

改正 令和二年三月二十七日

(趣旨)

第一条 この規則は、人にやさしい福祉のまちづくり条例（平成十五年群馬県条例第十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(生活関連施設)

第二条 条例第二条第二号の規則で定める施設は、別表第一の生活関連施設の欄に掲げる施設とする。

(特定生活関連施設)

第三条 条例第二条第三号の規則で定める施設は、別表第一の生活関連施設の欄に掲げる施設であって、その面積がそれぞれ同表の特定生活関連施設の欄に該当するものとする。

(公共輸送車両等)

第四条 条例第二条第四号の規則で定める車両等は、次に掲げる車両等とする。

- 一 鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成十三年国土交通省令第百五十一号）第二条第十二号に規定する車両（旅客車に限る。）
- 二 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第五項に規定する索道事業の用に供する搬器（鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第四十七条第一号に規定する普通索道の用に供する搬器のうち旅客の運送を行うものに限る。）
- 三 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- 四 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する船舶又は同条第六項に規定する不定期航路事業のうち人の運送の用に供する船舶

(公共工作物)

第五条 条例第二条第五号の規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

- 一 信号機
- 二 公衆電話所
- 三 バス停留所又はタクシー乗場の用に供する工作物
- 四 案内標識
- 五 その他知事が必要と認める工作物

(整備項目)

第六条 条例第二十一条第二項の規則で定めるものは、別表第二の整備項目の欄に掲げるものとする。

(整備基準)

第七条 条例第二十一条第二項に規定する規則で定める整備基準(以下「整備基準」という。)は、別表第二の整備基準の欄に定める基準とする。

(適合証の交付)

第八条 条例第二十四条第一項の規定による適合証の交付の申請は、適合証交付申請書(別記様式第一号)により行うものとする。

2 前項の申請書には、施設の種類ごとに次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、条例第二十五条及び第二十六条に規定する届出をした場合においては、当該書類の添付を省略することができる。

一 整備項目表(別記様式第二号)

二 別表第三に定める図書

3 適合証の様式は、知事が別に定める。

(新築等の届出)

第九条 条例第二十五条第一項の規定による届出は、特定生活関連施設新築等届出書(別記様式第三号)により行うものとする。

2 前項の届出は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書の提出と同時に行う場合を除き、新築等の工事に着手する日の三十日前までに行わなければならない。

3 第一項の届出書には、施設の種類ごとに次に掲げる書類を添付するものとする。

一 整備項目表

二 別表第三に定める図書

(軽微な変更)

第十条 条例第二十五条第二項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一 整備基準に適合している部分をだれもがより安全かつ快適に利用できるようにするための変更

二 工事着手予定期日又は工事完了予定期日に係る変更

(変更の届出)

第十一条 条例第二十五条第二項の規定による変更の届出は、特定生活関連施設新築等変更届出書(別記様式第四号)に第八条第二項に規定する書類のうち変更に係るものを添付して行うものとする。

(工事完了の届出)

第十二条 条例第二十六条の規定による届出は、特定生活関連施設工事完了届出書（別記様式第五号）により行うものとする。

（適合状況報告）

第十三条 条例第二十八条の報告は、特定生活関連施設適合状況報告書（別記様式第六号）により行うものとする。

- 2 前項の報告書には、施設の種類ごとに次に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 整備項目表
 - 二 別表第三に定める図書

（公表する事項等）

第十四条 条例第三十一条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 勧告の内容
 - 三 勧告の対象となった特定生活関連施設の名称及び所在地
 - 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 2 条例第三十一条第一項の規定による公表は、群馬県報への登載その他の知事が適当と認める方法により行うものとする。

（身分証明書）

第十五条 条例第三十二条第二項の身分を示す証明書の様式は、身分証明書（別記様式第七号）によるものとする。

（適用除外を受ける者）

第十六条 条例第三十八条第一項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 建築基準法第十八条の規定の適用について、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされる法人
- 二 土地開発公社

附則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 別表第一の特定生活関連施設の欄に掲げるもののうち「100平方メートル以上のもの」とあるのは、当分の間、「300平方メートル以上のもの」と読み替えるものとする。
- 3 別表第一の区分の欄が建築物で、建築確認申請を要しない特定生活関連施設については、当分の間、条例第二十五条第一項の規定による届出を要しないものとする。

附則（平成二十年三月三十一日規則第二十号）

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の規定により提出されている届出書等は、この規則による改正後の人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

別表第1（第2条、第3条関係）

だれもが安全かつ快適に利用できるよう整備することが必要な施設

区分	生活関連施設		特定生活関連施設	
1 建築物	1 学校	学校	全てのもの（※）	
	2 医療施設	病院又は診療所	全てのもの	
	3 興行施設	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	100平方メートル以上のもの	
	4 集会施設	集会場又は公会堂	全てのもの	
	5 展示施設	展示場	100平方メートル以上のもの	
	6 物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	100平方メートル以上のもの	
	7 宿泊施設	ホテル又は旅館	100平方メートル以上のもの	
	8 事務所	国、地方公共団体及び規則第16条に定める者の事務又は事業に供する施設（他の項に掲げる施設に該当するものを除く。以下「官公庁施設」という。）		全てのもの
		上記以外の事務所その他これらに類するもの		2,000平方メートル以上のもの（※）
	9 共同住宅等	共同住宅、寄宿舎又は下宿		2,000平方メートル以上のもの（※）
	10 福祉施設	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		全てのもの
	11 運動・娯楽施設等	体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場		100平方メートル以上のもの
	12 文化施設	博物館、美術館又は図書館		全てのもの
	13 公衆浴場	公衆浴場		100平方メートル以上のもの
14 飲食店等	飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		100平方メートル以上のもの	

	15 サービス業を営む店舗	郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	100平方メートル以上のもの
	16 学習塾等	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	100平方メートル以上のもの（※）
	17 工場	工場	2,000平方メートル以上のもの（※）
	18 車両等の乗降施設	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの。ただし、公共交通機関の施設として区分される部分を除く。	全てのもの
	19 自動車車庫	自動車の停留又は駐車のための施設	駐車の用に供する部分の床面積が500平方メートル以上のもの
	20 公衆便所	公衆便所	全てのもの
2 都市施設等	1 公共交通機関の施設	鉄道の駅、バスターミナル	全てのもの
	2 道路	一般交通の用に供する道路（自動車のみの交通に供する道路を除く。）	全てのもの
	3 公園	公園、緑地、動物園、植物園、遊園地その他これらに類するもの（当該施設内にある建築基準法第6条第1項に定める確認が必要な建築物を除く。）	全てのもの
	4 路外駐車場	一般公共の用に供される駐車場で建築物以外のもの（機械式駐車場は除く。）	駐車の用に供する部分の面積が500平方メートル以上のもの

備考

- 1 区分欄の「1 建築物」は、建築基準法第2条第1号に規定する建築物とする。ただし、同法第85条に規定する仮設建築物又は区分欄の「2 都市施設等」に該当するものは除く。
- 2 「1 建築物」の項各号に掲げる各用途は、「18車両等の乗降施設」のただし書に規定する部分を除き、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法

律第91号)第2条第16号に掲げる建築物の用途とする。

3 「2都市施設等」の項に掲げる各項目は、次による。

ア 「1公共交通機関の施設」は、次に掲げるものとする。

(1) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項に規定する停車場のうち駅

(2) 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第6項に規定するバスターミナル

イ 「2道路」は、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路(自動車のみの一般交通の用に供するものを除く。)とする。

ウ 「3公園」は、次に掲げるものとする。ただし、各施設内にある建築物で建築基準法第6条第1項に定める確認が必要な建築物は除く。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40条に規定する児童遊園

(2) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園その他これに類する公園で国又は地方公共団体が設置するもの

(3) 動物園、植物園又は遊園地((2)に規定する都市公園に設けられるものを除く。)

エ 「4路外駐車場」は、駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場(機械式駐車場は除く。)とする。

4 特定生活関連施設の欄は、次による。

ア 建築物の面積は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号に規定する延べ面積とする。ただし、※のあるものは、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分に限る。

イ 複数の生活関連施設の用途がある場合は、用途の区分ごとの延べ面積の合計とする。

別表第2（第6条、第7条関係）

生活関連施設の構造及び設備の整備に関し、適合するよう努める項目及び基準

1 建築物

整備項目	整備基準
1 廊下等	<p>1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等（廊下その他これに類するものをいう。以下同じ。）は、次に定める構造とする。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ロ 階段（その踊場を含む。以下同じ。）又は傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(2) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(3) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの</p> <p>ハ 廊下等には突出物を設けない。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。</p>
2 階段	<p>1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に定める構造とする。</p> <p>イ 踊場を除き、手すりを設ける。</p> <p>ロ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ハ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>ニ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする。</p> <p>ホ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設する。ただし、視覚障害者の利用上</p>

	<p>支障がないものとして次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの</p> <p>(2) 段がある部分と連続して手すりを設けるもの</p> <p>へ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p>
3 傾斜路	<p>1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とする。</p> <p>イ 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。</p> <p>ロ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ハ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>ニ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設する。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(2) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(3) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの</p> <p>(4) 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの</p>
4 便所	<p>1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に定める構造とする。</p> <p>イ 便所内に、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして次に掲げる構造の便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）を1以上設ける。</p> <p>(1) 腰掛便座、手すり等を適切に配置する。</p> <p>(2) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する。</p> <p>ロ 車椅子使用者用便房が設けられている便所の付近には、次に定</p>

	<p>めるところにより、当該便所があることを表示する標識を設ける。</p> <p>(1) 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。</p> <p>(2) 表示すべき内容が容易に識別できるものであること。</p> <p>2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。以下同じ。）その他これらに類する小便器を1以上設ける。</p> <p>3 延べ面積が2,000平方メートル以上の生活関連施設（学校、興行施設、官公庁施設以外の事務所、共同住宅等、遊技場、工場及び自動車車庫を除く。）に不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）を次に定める構造とする。</p> <p>イ 乳幼児椅子等乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設ける。</p> <p>ロ 乳幼児ベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を1以上設ける。ただし、他におむつ替えができる場所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 乳幼児椅子等乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児ベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設けた便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行う。</p> <p>ニ 視覚障害者の利用に配慮して、出入口に点字表示を行うほか介助者と利用できるよう十分な広さを確保する。</p> <p>ホ オストメイトの利用に配慮した設備を設ける。</p>
5 敷地内の通路	<p>1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に定める構造とする。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ロ 段がある部分は、次に定める構造とする。</p> <p>(1) 手すりを設ける。</p> <p>(2) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(3) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする。</p> <p>ハ 傾斜路は、次に定める構造とする。</p> <p>(1) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。</p> <p>(2) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこ</p>

	とによりその存在を容易に識別できるものとする。
6 駐車場	<p>1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設ける。</p> <p>2 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とする。</p> <p>イ 幅は、350センチメートル以上とする。</p> <p>ロ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設ける。</p> <p>3 車椅子使用者用駐車施設又はその付近には、次に定めるところにより、車椅子使用者用駐車施設があることを表示する標識を設ける。</p> <p>イ 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。</p> <p>ロ 車椅子使用者用駐車施設であることが容易に識別できるものであること。</p>
7 移動等円滑化経路	<p>1 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路」という。）とする。</p> <p>イ 建築物に、利用居室を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路</p> <p>ロ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ハにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路</p> <p>ハ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路</p> <p>2 移動等円滑化経路は、次項から「14敷地内の通路（移動等円滑化経路）」の項まで（以下これらを「移動等円滑化経路基準項」という。）に掲げる規定に適合すること。</p> <p>3 第1号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により「14敷地内の通路（移動等円滑化経路）」の項の規定によることが困難である場合における移動等円滑化経路基準項の規定の適用については、第1号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。</p> <p>4 直接地上へ通ずる出入口のある階又はその直上階若しくは直下階</p>

	<p>のみに居室がある延べ面積が2,000平方メートル未満の生活関連施設に設ける、人的補助等の手段が講じられた上下階をつなぐ階段は「8段差（移動等円滑化経路）」の項の規定にかかわらず、移動等円滑化経路とみなすことができる。</p> <p>5 「19車椅子使用者用非常口」の項に規定する車椅子使用者用非常口を設ける場合は、当該非常口から利用居室及び道等に至る1の経路を移動等円滑化経路とし、当該経路上にある火災時に作動する防火戸等は出入口とする。</p>
8 段差（移動等円滑化経路）	1 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
9 出入口（移動等円滑化経路）	1 移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造とする。 イ 幅は、80センチメートル以上とする。 ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がない。
10 廊下等（移動等円滑化経路）	1 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、「1廊下等」の項の規定によるほか、次に定める構造とする。 イ 幅は、120センチメートル以上とする。 ロ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設ける。 ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がない。
11 傾斜路（移動等円滑化経路）	1 移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、「3傾斜路」の項の規定によるほか、次に定める構造とする。 イ 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とする。 ロ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。 ハ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設ける。
12 エレベーター（移動等円滑化経路）	1 移動等円滑化経路を構成するエレベーター（次項に規定するものを除く。以下同じ。）及びその乗降ロビーは、次に定める構造とする。 イ 籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止する。

	<p>ロ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とする。</p> <p>ハ 籠の奥行きは、135センチメートル以上とする。</p> <p>ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とする。</p> <p>ホ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設ける。</p> <p>ヘ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設ける。</p> <p>ト 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設ける。</p> <p>チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に定める構造とする。</p> <p>(1) 籠の幅は、140センチメートル以上とする。</p> <p>(2) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とする。</p> <p>リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、イからチまでに定めるもののほか、次に定める構造とする。ただし、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものの場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設ける。</p> <p>(2) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする。</p> <p>(3) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設ける。</p>
<p>13 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（移動等円滑化経路）</p>	<p>1 移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成18年国土交通省告示第1492号第1に規定するものをいう。）は、次に掲げる構造とする。</p> <p>イ エレベーターにあつては、次に定める構造とする。</p> <p>(1) 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するもの。</p> <p>(2) 籠の幅は70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは120センチメートル以上とする。</p> <p>(3) 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあつ</p>

	<p>ては、籠の床面積を十分に確保する。</p> <p>ロ エスカレーターにあっては、平成12年建設省告示第1417号第1 ただし書に規定するもの。</p>
<p>14 敷地内の通路 (移動等円滑化経路)</p>	<p>1 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、「5 敷地内の通路」の項の規定によるほか、次に定める構造とする。</p> <p>イ 幅は、120センチメートル以上とする。</p> <p>ロ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設ける。</p> <p>ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ニ 傾斜路は、次に定める構造とする。</p> <p>(1) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とする。</p> <p>(2) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(3) 高さが75センチメートルを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る。)にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設ける。</p>
<p>15 案内設備までの経路</p>	<p>1 建築物又はその敷地に当該建築物の案内設備(当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備をいう。以下同じ。)を設ける場合は、道等から当該案内設備までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)のうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下「視覚障害者移動等円滑化経路」という。)にすること。ただし、道等から案内設備までの経路が、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が次号に定める基準に適合するものである場合は、この限りでない。</p> <p>2 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に定める構造とする。</p> <p>イ 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、線状ブロック等(視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害</p>

	<p>者を誘導する設備を設ける。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>ロ 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等を敷設する。</p> <p>(1) 車路に近接する部分</p> <p>(2) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く。）</p>
<p>16 ホテル又は旅館の客室</p>	<p>1 ホテル又は旅館には、車椅子使用者が円滑に利用できる客室（以下「車椅子使用者用客室」という。）を客室の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設ける。</p> <p>2 車椅子使用者用客室は、次に定める構造とする。</p> <p>イ 出入口は、次に定める構造とする。</p> <p>(1) 幅は、80センチメートル以上とする。</p> <p>(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がない。</p> <p>ロ 便所は、次に定める構造とする。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 便所内に車椅子使用者用便房を設ける。</p> <p>(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がない。</p> <p>ハ 浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）は、「17浴室等」の項で規定する車椅子使用者用浴室等とする。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（車椅子使用者用浴室等であるものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。</p>
<p>17 浴室等</p>	<p>1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室を設ける場合には、そのうち1以上</p>

	<p>(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)は、次に定める構造とする。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして次に掲げる構造の浴室等(以下「車椅子使用者用浴室等」という。)とする。</p> <p>(1) 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置する。</p> <p>(2) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する。</p> <p>ロ 出入口は、次に定める構造とする。</p> <p>(1) 幅は、80センチメートル以上とする。</p> <p>(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がない。</p> <p>ハ 床面は、滑りにくい仕上げとする。</p> <p>ニ 出入口から浴槽又はシャワーブースまでの床面には、通行の支障となる段を設けない。</p> <p>ホ 高齢者、障害者等が円滑に操作することができる水栓器具及び非常用通報装置を設ける。</p>
18 客席等	<p>1 固定式の客席、観覧席(以下「客席等」という。)を有する施設(興行施設、集会施設、運動施設、文化施設)は、次に掲げる構造の客席等を設けるものとする。</p> <p>イ 車椅子使用者のための客席等を出入口から容易に到達でき、かつ、観覧しやすい位置に1以上設ける。</p> <p>ロ 出入口から容易に到達でき、かつ、観覧しやすい位置に車椅子使用者が使用するときに取りはずし可能な複数の可動式客席を設ける。</p> <p>ハ 集団補聴設備その他の聴覚障害者の利用に配慮した設備を設ける。</p>
19 車椅子使用者用非常口	<p>1 「7 移動等円滑化経路」の項第1号イに規定する経路(移動等円滑化経路を含む。)にあり、かつ敷地内の通路に面する出入口(以下「車椅子使用者用非常口」という。)は、次に定める構造とする。</p> <p>イ 幅は、80センチメートル以上とする。ただし、延べ面積が2,000平方メートル以上の生活関連施設に設ける場合は90センチメートル以上とする。</p> <p>ロ 戸を設ける場合には、車椅子使用者が容易に開けて通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
20 避難誘導設備	<p>1 避難誘導設備は、非常時に高齢者、障害者等が安全に外部に出ら</p>

	<p>れるように、次に定める構造とする。</p> <p>イ 非常口、廊下等及び階段の必要な箇所には、非常時を知らせる点滅灯又は点滅灯と連動した電光表示板及び音声誘導装置を設ける。</p> <p>ロ 一斉放送できる設備を設ける。</p> <p>ハ 「19車椅子使用者用非常口」の項第1号イ及びロの基準を満たす非常口には、車椅子使用者の通過に支障がない構造であることを示す標識を設ける。</p> <p>ニ イに掲げる避難誘導設備から車椅子使用者用非常口までの経路のうち、「7移動等円滑化経路」の項第二号に定める構造を満たし、かつ、その経路上の防火戸、防火シャッター等の防火設備が、車椅子使用者の通過に支障ない構造になっているものには、そのことを示す標識を設ける。</p>
21 案内板等	<p>1 施設の利用に関する情報を提供する案内板又は表示板（以下「案内板等」という。）を設ける場合は、次に定める構造とする。</p> <p>イ 大きく分かりやすい平易な文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。</p> <p>ロ 案内板等の表示は、必要に応じ外国語を併記するとともに、点字を用いるなど高齢者、障害者等が理解しやすいものとする。</p> <p>ハ 設置位置や照明に配慮する。</p>
22 乳幼児用設備	<p>1 延べ面積が2,000平方メートル以上の医療施設、集会施設、展示施設、物品販売業を営む店舗、文化施設及び官公庁施設には、円滑に授乳及びおむつ替えができる設備を有する居室（他におむつ替えができる場所を設ける場合は、円滑に授乳ができる設備を有する居室）を1以上設けるとともに、当該居室の出入口又はその付近に、円滑に授乳及びおむつ替えができる設備を有する居室であることを示す標識を設ける。</p> <p>2 前号に規定する施設に受付等を設ける場合は、その近傍に乳幼児椅子及び乳幼児ベッド（可動式のものを含む。）を設ける。</p>
23 増築等に関する適用範囲	<p>1 建築物の増築又は改築（用途の変更をして生活関連施設にすることを含む。以下「増築等」という。）をする場合には、前項までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り適用する。ただし、増築等に係る部分の延べ面積が2,000平方メートル未満の場合は、イの部分に限り適用する。</p> <p>イ 当該増築等に係る部分</p> <p>ロ 道等からイに掲げる部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、昇降機及び敷地内の通路</p>

	<p>ハ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所</p> <p>ニ イに掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等。へにおいて同じ。）から車椅子利用者用便房（ハに掲げる便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、昇降機及び敷地内の通路</p> <p>ホ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場</p> <p>へ 車椅子利用者用駐車施設（ホに掲げる駐車場に設けられるものに限る。）からイに掲げる部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、昇降機及び敷地内の通路</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 都市施設等

(1) 公共交通機関の施設

整備項目	整備基準
1 移動等円滑化された経路	<p>1 公共用通路（公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている道路、駅前広場、通路その他の施設であって、当該公共交通機関の施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの（以下「移動等円滑化された経路」という。）を、乗降場ごとに1以上設ける。</p> <p>2 移動等円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設ける。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設けることが困難である場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設けることが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 公共交通機関の施設に隣接しており、かつ、当該公共交通機関の施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路（「5 傾斜路」の項の基準に適合するものに限る。）又はエレベーター（「7 昇降機」の項の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が公共交通機関の施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前号の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設けることが困難である場合も、また同様とする。</p> <p>4 その他各項に定める移動等円滑化された経路に係る構造とする。</p>

<p>2 視覚障害者誘導用ブロック等</p>	<p>1 通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック（床面又は路面に敷設されるブロックであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面又は路面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック（床面又は路面に敷設されるブロックであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面又は路面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。以下同じ。）を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。</p> <p>2 前号の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等と「7昇降機」の項第1号又の基準に適合する乗降ロビーに設ける操作盤、「9案内設備、案内表示」の項第4号の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び「10乗車券等販売所、待合所及び案内所」の項の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。ただし、前号ただし書に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>3 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロック等を敷設する。</p>
<p>3 出入口</p>	<p>1 移動等円滑化された経路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とする。</p> <p>イ 有効幅は、90センチメートル以上とする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>ロ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とする。</p> <p>（1）有効幅は、90センチメートル以上とする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>（2）自動的に開閉する構造又は車椅子使用者その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。</p> <p>ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合で、傾斜路を併設する</p>

	<p>場合は、この限りでない。</p>
<p>4 通路</p>	<p>1 通路は、次に定める構造とする。</p> <p>イ 床の表面は、滑りにくい仕上げとする。</p> <p>ロ 段を設ける場合は、当該段は、次に定める構造とする。</p> <p>(1) 路面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(2) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造とする。</p> <p>2 移動等円滑化された経路を構成する通路は、次に定める構造とする。</p> <p>イ 有効幅は、140センチメートル以上とする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>ロ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とする。</p> <p>(1) 有効幅は、90センチメートル以上とする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 自動的に開閉する構造又は車椅子使用者その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。</p> <p>ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合で、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>ニ 照明設備を設ける。</p>
<p>5 傾斜路</p>	<p>1 傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。以下この項において同じ。）は、次に定める構造とする。</p> <p>イ 手すりを両側に設ける。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ロ 床の表面は、滑りにくい仕上げとする。</p> <p>ハ 傾斜路の勾配部分は、その接続する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであること。</p> <p>ニ 傾斜路の両側には、立ち上がり部を設ける。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>2 移動等円滑化された経路を構成する傾斜路は、次に定める構造とする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>

	<p>イ 有効幅は、120センチメートル以上とする。ただし、段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>ロ 勾配は、12分の1以下とする。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は、8分の1以下とすることができる。</p> <p>ハ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設ける。</p>
6 階段	<p>1 階段は、次に定める構造とする。</p> <p>イ 手すりを両側に設ける。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ロ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付ける。</p> <p>ハ 回り段を設けない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ニ 踏面の表面は、滑りにくい仕上げとする。</p> <p>ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>ヘ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造とする。</p> <p>ト 階段の両側には、立ち上がり部を設ける。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>チ 照明設備を設ける。</p>
7 昇降機	<p>1 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、次に定める構造とする。</p> <p>イ 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とする。</p> <p>ロ 籠の内法幅は140センチメートル以上、内法奥行きは135センチメートル以上とする。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。</p> <p>ハ 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設ける。ただし、ロのただし書に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>ニ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とする。</p>

- ホ 籠内に手すりを設ける。
- ヘ 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有した
ものとする。
- ト 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設
備を設ける。
- チ 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開
鎖を音声により知らせる設備を設ける。
- リ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が円滑に操作できる位
置に操作盤を設ける。
- ヌ 籠内に設ける操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれ
ぞれ1以上は、点字がはり付けられていること等により視覚障害
者が容易に操作できる構造とする。
- ル 乗降ロビーの有効幅は150センチメートル以上、有効奥行きは
150センチメートル以上とする。
- ヲ 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる
設備を設ける。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開い
た時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている
場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、
この限りでない。
- 2 移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターは、次に定め
る構造とする。ただし、ト及びチについては、複数のエスカレータ
ーが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合して
いけば足りるものとする。
- イ 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設ける。ただし、
旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この
限りでない。
- ロ 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとする。
- ハ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあるものと
する。
- ニ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の
差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるもの
とする。
- ホ くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きい
ことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとし
る。
- ヘ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等におい
て、エスカレーターへの進入の可否を示す。ただし、上り専用又
は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。

	<p>ト 有効幅は、80センチメートル以上とする。</p> <p>チ 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造とし、かつ、車止めを設ける。</p> <p>3 エスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設ける。</p>
8 便所	<p>1 便所を設ける場合は、次に定める構造とする。</p> <p>イ 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設ける。</p> <p>ロ 床の表面は、滑りにくい仕上げとする。</p> <p>ハ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式の小便器その他これらに類する小便器を設ける。</p> <p>ニ ハの規定により設けられる小便器には、手すりを設ける。</p> <p>2 便所を設ける場合は、そのうち1以上を前号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>イ 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に車椅子使用者その他の高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設ける。</p> <p>ロ 車椅子使用者その他の高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所とする。</p> <p>3 前号のイの便房が設けられた便所の構造は、次に定める構造とする。</p> <p>イ 移動等円滑化された経路と便所との間の経路における通路のうち1以上は、「4通路」の項第2号に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>ロ 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とする。</p> <p>ハ 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ニ 出入口には、車椅子使用者その他の高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識を設ける。</p> <p>ホ 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とする。</p> <p>(1) 有効幅は、80センチメートル以上とする。</p> <p>(2) 車椅子使用者その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。</p> <p>へ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保する。</p> <p>4 第2号イの便房は、次に定める構造とする。</p>

イ 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない。

ロ 出入口には、当該便房が車椅子使用者その他の高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示した標識を設ける。

ハ 腰掛便座及び手すりを設ける。

ニ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設ける。

ホ 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とする。

へ 出入口に戸を設ける場合は、次に定める構造とする。

(1) 有効幅は、80センチメートル以上とする。

(2) 車椅子使用者その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。

ト 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保する。

5 第2号口の便所は、次に定める構造とする。

イ 移動等円滑化された経路と便所との間の経路における通路のうち1以上は、「4通路」の項第2号に掲げる基準に適合するものとする。

ロ 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とする。

ハ 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

ニ 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とする。

(1) 有効幅は、80センチメートル以上とする。

(2) 車椅子使用者その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。

ホ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保する。

へ 出入口には、当該便所が車椅子使用者その他の高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示した標識を設ける。

ト 腰掛便座及び手すりを設ける。

チ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設ける。

6 1日当たりの平均的な乗降客数が3,000人以上の鉄道駅に便所を設ける場合は、前号までに掲げる基準のほか、1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）を次に定める構造とする。

イ 乳幼児椅子等乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房

	<p>を1以上設ける。</p> <p>ロ 乳幼児ベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を1以上設ける。ただし、他におむつ替えができる場所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 乳幼児椅子等乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児ベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設けた便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行う。</p> <p>ニ 視覚障害者が介助者と共に利用できるよう十分な広さを確保する。</p> <p>ホ オストメイトの利用に配慮した設備を設けるよう努める。</p>
<p>9 案内設備、案内表示</p>	<p>1 車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備える。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>2 傾斜路、昇降機、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（以下「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は次号に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設ける。</p> <p>3 公共用通路に直接通ずる出入口又は改札口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（「1 移動等円滑化された経路」の項第3号前段の規定により昇降機を設けない場合にあっては、同号前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この号と次号において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を備える。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>4 公共用通路に直接通ずる出入口又は改札口の付近その他の適切な場所には、公共交通機関の施設の構造及び移動等円滑化のための主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設ける。</p>
<p>10 乗車券等販売所、待合所及び案内所</p>	<p>1 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とする。</p> <p>イ 移動等円滑化された経路と乗車券等販売所との間の経路における通路のうち1以上は、「4 通路」の項第2号に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>ロ 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とする。</p> <p>(1) 有効幅は、80センチメートル以上とする。</p> <p>(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とする。</p>

	<p>(イ) 有効幅は、80センチメートル以上とする。</p> <p>(ロ) 車椅子利用者その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。</p> <p>(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合で、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>ハ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とする。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>2 前号の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。</p> <p>3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備える。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。</p>
11 券売機	<p>1 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。</p>
12 休憩設備	<p>1 高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設ける。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</p>
13 改札口	<p>1 鉄道駅において移動等円滑化された経路に改札口を設ける場合は、そのうち1以上は、有効幅が80センチメートル以上とする。</p> <p>2 鉄道駅において自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を、容易に識別することができる方法で表示する。</p>
14 プラットホーム	<p>1 鉄道駅のプラットフォームは、次に定める構造とする。</p> <p>イ プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものとする。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設ける。</p> <p>ロ プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとする。</p> <p>ハ プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合</p>

	<p>は、車椅子使用者の乗降を円滑にするための設備を1以上備える。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ニ 排水のための横断勾配は、1パーセントを標準とする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。また、ホームドア又は可動式ホーム柵が設けられたプラットホームについては適用しないものとする。</p> <p>ホ 床の表面は、滑りにくい仕上げとする。</p> <p>ヘ 発着する全ての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）にあっては、ホームドア又は可動式ホーム柵（旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、内方線付き点状ブロック（点状ブロックとプラットホームの内側を示す線状の突起とを組み合わせ配列したブロックであって、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）その他の視覚障害者の転落を防止するための設備）を設ける。</p> <p>ト ヘに掲げるプラットホーム以外のプラットホームにあっては、ホームドア、可動式ホーム柵、内方線付き点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設ける。</p> <p>チ プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するための柵を設ける。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。</p> <p>リ 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設ける。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。また、ホームドア又は可動式ホーム柵が設けられたプラットホームについては適用しないものとする。</p> <p>ヌ 照明設備を設ける。</p> <p>2 鉄道駅の適切な場所において、列車に設けられる車椅子スペース（車椅子使用者の用に供するため車両等に設けられる場所をいう。）に通ずる旅客用乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示する。ただし、当該プラットホーム上の位置が一定していない場合は、この限りでない。</p>
15 バスターミナルの乗降場	<p>1 バスターミナルの乗降場は、次に定める構造とする。</p> <p>イ 床の表面は、滑りにくい仕上げとする。</p>

	<p>ロ 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の自動車の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下「自動車用場所」という。）に接する部分には、柵、点状ブロック等その他の視覚障害者の自動車用場所への進入を防止するための設備を設ける。</p> <p>ハ 当該乗降場に接して停留する自動車に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造とする。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 道路

整備項目	整備基準
1 歩道	<p>1 歩道を設ける場合は、次に定める構造とする。</p> <p>イ 車道、路肩及び停車帯（以下「車道等」という。）と適切な方法により分離する。</p> <p>ロ 有効幅員は、原則として200センチメートル以上とする。ただし、現地の状況等により、有効幅員を200センチメートル以上とすることが困難な箇所については、この限りではない。</p> <p>ハ 横断勾配は、2パーセント以下とする。</p> <p>ニ 縦断勾配は、5パーセント以下とする。ただし、既存道路に歩道を敷設する場合や地形の状況その他特別な理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ホ 交差点における歩行者の横断の用に供する部分又は横断歩道に接する歩道と車道等の段差は、2センチメートルを標準とする。</p> <p>ヘ ホの段差に接する歩道の部分には、車椅子使用者が静止し、又は円滑に転回することができる部分を設ける。</p> <p>ト 路面は、平たんかつ滑りにくく、水はけの良いものとする。</p> <p>チ 排水溝を設ける場合は、つえ、車椅子の車輪等が落ち込まない構造の溝ぶたを設ける。</p> <p>2 視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合は、当該視覚障害者誘導用ブロックは、黄色を基本とする。ただし、色彩に配慮した歩道で黄色いブロックを適用するとその対比効果が十分発揮できなくなる場合は、この限りでない。</p> <p>3 高齢者、障害者等が歩行中に休憩ができるよう、必要に応じベンチ等を設けるよう努める。</p>
2 立体横断施設	<p>1 立体横断施設を設ける場合は、次に定める構造とする。</p> <p>イ 階段、傾斜路及びその踊場には、手すりを設ける。</p> <p>ロ 階段には、回り段を設けない。</p> <p>ハ 路面は、平たんで滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。</p> <p>ニ 段は、識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とする。</p>

	ホ 階段の上端及び下端並びに踊場の部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。
--	------------------------------------------

(3) 公園

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>1 出入口のうち1以上は、次に定める構造とする。</p> <p>イ 有効幅員は、120センチメートル以上とする。ただし、車止めの柵等を設ける場合においては、柵等と柵等の間隔は、90センチメートル以上とする。</p> <p>ロ 段差を設けない。</p> <p>ハ 段差がある場合は、5パーセント以下（構造上の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下）の勾配ですりつける。ただし、道路との境界部における最小限の段差については、この限りでない。</p> <p>ニ 路面は、平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとする。</p> <p>ホ 出入口が直接車道等に接する場合は、点状ブロック等の敷設、舗装材の変化等により車道等との境界を明示する。</p>
2 園路	<p>1 「1 出入口」の項に定める構造の出入口に通ずる園路のうち主要な園路は、次に定める構造とする。</p> <p>イ 有効幅員は、120センチメートル以上とする。</p> <p>ロ 縦断勾配は、5パーセント以下とする。ただし、高低差が16センチメートル以下の場合は12パーセント以下、高低差が75センチメートル以下の場合は8パーセント以下とすることができる。</p> <p>ハ 3パーセント以上の縦断勾配が30メートル以上続く場合は、延長30メートル以内ごとに150センチメートル以上の水平部分を設ける。</p> <p>ニ 段差を設けない。</p> <p>ホ 縁石、街きよ等により段差を生ずる場所では、5パーセント以下（構造上の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下）の勾配ですりつける。やむを得ず段差を残す場合は、その段差は2センチメートル以下とする。</p> <p>ヘ やむを得ず階段を設ける場合は、第2号に定める構造の傾斜路を併設する。</p> <p>ト 路面は、平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとする。</p> <p>チ 視覚障害者誘導用ブロックを園路の要所に敷設する。</p> <p>2 傾斜路を設ける場合は、次に定める構造とする。</p> <p>イ 有効幅員は、120センチメートル以上とする。</p> <p>ロ 傾斜路の始終点及び高低差75センチメートルごとに、長さ150センチメートル以上の水平部分（踊場）を設ける。</p>

	<p>ハ 手すりを設ける。</p> <p>ニ 両側には、転落を防止する措置を講ずる。</p> <p>3 排水溝を設ける場合は、つえ、車椅子の車輪等が落ち込まない構造の溝ぶたを設ける。</p>
3 階段	<p>1 主要な動線上にある階段は、次に定める構造とする。</p> <p>イ 回り段を設けない。</p> <p>ロ 有効幅員は、120センチメートル以上とする。</p> <p>ハ 階段の始終点及び高さ300センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の水平部分（踊場）を設ける。</p> <p>ニ 手すりを連続して設ける。</p> <p>ホ 表面は、平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとする。</p> <p>ヘ 路面は、視覚障害者が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とする。</p> <p>ト 昇り口、降り口の路面には、点状ブロック等を敷設する。</p>
4 便所	<p>1 便所を設ける場合は、そのうち1以上は次に定める構造とする。 （都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条第1項第1号に規定する主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園に設けるものを除く。）</p> <p>イ 次に定める構造の車椅子使用者用便房を1以上設ける。</p> <p>（1） 出入口の幅は、80センチメートル以上とする。</p> <p>（2） 出入口に戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とする。</p> <p>（3） 出入口に高低差のある場合は、「2園路」の項第2号に定める構造の傾斜路を設ける。</p> <p>（4） 腰掛便座、手すり等を適切に配置する。</p> <p>（5） 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する。</p> <p>ロ 車椅子使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨の標識を掲示するとともに、だれもが利用できる旨を併せて表示する。</p> <p>ハ 男子用小便器のある便所を設ける場合は、そのうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器その他これらに類する小便器を1以上設ける。</p>
5 案内板	<p>1 案内表示を設ける場合は、高齢者、障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置箇所、表記方法等に配慮したものとする。</p>
6 駐車場	<p>1 駐車場を設ける場合は、車椅子使用者用駐車施設を設ける。</p> <p>2 車椅子使用者用駐車施設の数、駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上と</p>

	<p>し、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とする。</p> <p>3 車椅子使用者用駐車施設の構造は、次に定める構造とする。</p> <p>イ 幅は、350センチメートル以上とする。</p> <p>ロ 「2園路」の項に定める構造の園路に接続しやすい位置に設ける。</p> <p>ハ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設である旨表示する。</p>
7 付帯設備	1 ベンチ、水飲み場、券売機等は、障害者、高齢者等に配慮した構造とする。

(4) 路外駐車場

整備項目	整備基準
1 駐車場	<p>1 車椅子使用者用駐車施設を設ける。</p> <p>2 車椅子使用者用駐車施設の数、駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車場台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とする。</p> <p>3 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とする。</p> <p>イ 幅は、350センチメートル以上とする。</p> <p>ロ 出入口（自動車のみの利用に供するものを除く。以下この表において同じ。）に近い位置に設ける。</p> <p>ハ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設である旨表示する。</p>
2 出入口	<p>1 出入口のうち1以上は、次に定める構造とする。</p> <p>イ 幅は、90センチメートル以上とする。</p> <p>ロ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない。</p> <p>ハ 路面は、滑りにくい仕上げとする。</p>
3 駐車場内の通路	1 駐車施設から出入口までの通路の構造は、高齢者、障害者等に配慮したものとする。

別表第3（第8条、第9条、第13条関係）

生活関連施設の種類	図書	明示すべき事項
建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置及び建築物の位置並びに敷地内の通路、駐車場及びその他の別表第2の整備項目の欄に掲げる項目の位置及び寸法※
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び床の高低並びに廊下等、階段、傾斜路及びその他の別表第2

		の整備項目の欄に掲げる項目の位置及び寸法※
公共交通機関の施設	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置、建築物の位置、改札口の位置及び幅並びに別表第2の整備項目の欄に掲げる項目の位置及び寸法※
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、改札口の位置及び幅並びに別表第2の整備項目の欄に掲げる項目の位置及び寸法※
道路	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、土地の高低、歩道の位置及び幅並びに別表第2の整備項目の欄に掲げる項目の位置及び寸法※
公園	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置並びに園路その他の別表第2の整備項目の欄に掲げる項目の位置及び寸法※
路外駐車場	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における出入口の位置並びに車いす使用者用駐車施設その他の別表第2の整備項目の欄に掲げる項目の位置及び寸法※
共通	その他知事が必要と認める図書	

備考 ※については、廊下等、階段、傾斜路、便所等の別表第2の整備項目の欄に掲げる項目の位置及び寸法を記入してください。ただし、各項目の整備基準の中で数値基準を定めていないものの寸法は記入不要です。

別記様式第1号（規格A4）（第8条関係）

適合証交付申請書

年 月 日

群馬県知事 へ

申請者（ ）

人にやさしい福祉のまちづくり条例第24条第1項の規定により、適合証の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1	申請者住所（ ）
2	施設の名称（ ）
3	施設の所在地（ ）
4	施設の概要（該当する□にチェックを入れてください。） <input type="checkbox"/> 建築物・ <input type="checkbox"/> 公共交通機関の施設 a 用途（ ）（ ）（ ）（ ） b 建築面積（ ）平方メートル c 延べ面積（ ）平方メートル d 構造（S造・RC造・SRC造・木造） e 規模（地上 階・地下 階） <input type="checkbox"/> 道路 延長（ ）メートル <input type="checkbox"/> 公園 敷地面積（ ）平方メートル <input type="checkbox"/> 路外駐車場 駐車のために供する面積（ ）平方メートル
5	特定生活関連施設新築等届出書及び工事完了届出書の提出の有無 新築等届出書（ <input type="checkbox"/> 提出（ 年 月 日）・ <input type="checkbox"/> 既存施設のため不要） 工事完了届出書（ <input type="checkbox"/> 提出（ 年 月 日）・ <input type="checkbox"/> 既存施設のため不要）
6	連絡先 名称（ ） 所在地（ ） 電話番号（ ）
※	經由欄 日付 年 月 日 番号 第 号
※	受付欄 日付 年 月 日 番号 第 号

備考 ※印欄には、記入しないでください。

別記様式第2号（第8条、第9条、第13条関係）

（建築物）

整備項目表

施設名称

施設所在地

1 重点項目		
整備項目	整備基準	適否
4 便所	※次に掲げる施設以外の施設 ①学校 ②興行施設 ③官公庁施設以外の事務所 ④共同住宅等 ⑤遊技場 ⑥工場 ⑦自動車車庫	
	(1) 2,000㎡以上の施設に多目的便所を設けているか(1以上)	
	(a) 乳幼児椅子等を設けた便房を設けているか(1以上)	
	(b) おむつ替えができる設備を設けているか(1以上)	
	(c) (a)(b)の設備を設けた場合はその旨の表示をしているか	
	(d) 視覚障害者用表示と視覚障害者が介助者と利用できるスペースがあるか	
7 移動等円滑化経路	(e) オストメイトの利用に配慮した設備を設けているか	
	(1) 利用居室から道等までの経路は移動等円滑化経路となっているか	
	(2) 2,000㎡未満の昇降機のない2層の建物で上下階をつなぐ階段を移動等円滑化経路とみなす場合、人的補助等の手段が講じられているか	
	(3) 車椅子利用者用非常口から利用居室及び道等に至る経路は、移動等円滑化経路となっているか	
16 ホテル又は旅館の客室	(4) (3)の経路上の防火戸等は出入口の基準を満足しているか	
	(1) 車椅子使用者が円滑に利用できる客室を客室総数の1%（1未満の端数あるときは、その端数を切り上げた数）以上設けているか	
17 浴室等	(1) 表面は滑りにくい仕上げであるか	
	(2) 出入口から浴槽等に至るまで段差がないか	
	(3) 障害者等が円滑に操作できる水洗器具及び扉開装置があるか	
18 客席等	※固定式の客席等を有する施設（興行、集会、運動、文化）	
	(1) 車椅子使用者のための客席等を設けているか(1以上)	
	(2) 可動式の客席を複数設けているか	
	(3) 集団補聴設備その他の聴覚障害者の利用に配慮した設備を設けているか	
19 車椅子利用者用非常口	(1) 幅80cm以上（2,000㎡以上は90cm以上）か	
	(2) 車椅子使用者が容易に開けられ、前後に段差がないか	
20 避難誘導設備	(1) 非常口、廊下等及び階段の必要な箇所に「非常時点滅灯又は非常時電光表示板」及び「音声誘導装置」を設けているか	
	(2) 一斉放送設備を設けているか	
	(3) 車椅子利用者用非常口の表示を設けているか	
	(4) 車椅子利用者用非常口に至る車椅子使用者の通過に支障のない通路の表示を設けているか	
21 案内板等	(1) 大きく分かりやすい表示になっているか	
	(2) 必要に応じて外国語、点字などを併記しているか	
	(3) 高さや照明に配慮しているか	
22 乳幼児用設備	※2,000㎡以上の医療、集会、展示、物品販売、文化、官公庁施設	
	(1) 円滑に授乳及びおむつ替えができる設備を有する居室（他に おむつ替えができる場所を設ける場合は、円滑に授乳ができる設備を有する居室）があるか(1以上)	
	(2) (1)の居室の出入口又はその付近に、円滑に授乳及びおむつ替えができる設備を有する居室であることを示す標識を設けているか	
	(3) 受付等の近隣に乳幼児椅子及び乳幼児ベッド（可動式のものを含む。）を設けているか	
2 一般項目（バリアフリー法建築物移動等円滑化基準準用項目）		
○一般基準		
整備項目	整備基準	適否
1 廊下等	(1) 表面は滑りにくい仕上げであるか	

	(2) 点状ブロック等の敷設(階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分)※1	
2 階段	(1) 手すりを設けているか(踊場を除く) (2) 表面は滑りにくい仕上げであるか (3) 段は識別しやすいものか (4) 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものが設けられていない構造であるか (5) 点状ブロック等の敷設(段部分の上端に近接する踊場の部分)※2 (6) 原則として主な階段を回り階段としていないか	
3 傾斜路	(1) 手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除) (2) 表面は滑りにくい仕上げであるか (3) 前後の廊下等と識別しやすいものか (4) 点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分)※3	
4 便所	(1) 車椅子使用者用便房を設けているか(1以上) (a) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか (b) 車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか (2) (1)の便房が設けられている便所の付近に、当該便所があることを表示する標識を設けているか (a) 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか (b) 内容が容易に識別できるものであるか (3) 床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか(1以上)	
5 敷地内の通路	(1) 表面は滑りにくい仕上げであるか (2) 段がある部分 (a) 手すりを設けているか (b) 識別しやすいものか (c) 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものが設けられていない構造であるか (3) 傾斜路 (a) 手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除) (b) 前後の通路と識別しやすいものか	

備考

- 1 ※1は、以下の場合を除く。
・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
・自動車車庫に設ける場合
- 2 ※2は、以下の場合を除く。
・自動車車庫に設ける場合
・段部分と連続して手すりを設ける場合
- 3 ※3は、以下の場合を除く。
・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
・自動車車庫に設ける場合
・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

○移動等円滑化経路

整備項目	整備基準	適否
8 段差	(1) 階段・段が設けられていないか(傾斜路又は昇降機を併設する場合は免除)	
9 出入口	(1) 幅は80cm以上であるか (2) 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
10 廊下等	(1) 幅は120cm以上であるか (2) 区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか (3) 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

11 傾斜路	(1) 幅は120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)であるか	
	(2) 勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか	
	(3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
12 エレベーター	(1) 籠は必要階(利用居室又は車椅子使用者用便所・駐車施設のある階、地上階)に停止するか	
	(2) 籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(3) 籠の奥行きは135cm以上であるか	
	(4) 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(5) 籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	(6) 籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(7) 乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(8) 不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合	
	(a) 上記(1)から(7)を満たしているか	
	(b) 籠の幅は、140cm以上であるか	
	(c) 籠は車椅子が転回できる形状か	
	(9) 不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するものの場合※1	
	(a) 上記(1)から(8)を満たしているか	
(b) 籠内に到着階・戸の開鎖を知らせる音声装置を設けているか		
(c) 籠内及び乗降ロビーに視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか		
(d) 籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		
13 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	(1) エレベーターの場合	
	(a) 段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第9号のもの)であるか	
	(b) 籠の幅は70cm以上であるか	
	(c) 籠の奥行きは120cm以上であるか	
	(d) 籠の床面積は十分であるか(車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合)	
	(2) エスカレーターの場合	
(a) 車椅子使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか		
14 敷地内の通路	(1) 幅は120cm以上であるか	
	(2) 区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか	
	(3) 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前縁に水平部分を設けているか	
	(4) 傾斜路	
	(a) 幅は120cm以上(段に併設する場合は90cm以上)であるか	
	(b) 勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか	
(c) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合を除く)		
(5) 上記(1)から(4)は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る		
備考 ※1は、以下の場合を除く。 ・自動車車庫に設ける場合		
○視覚障害者移動等円滑化経路		

整備項目	整備基準	適否
15 案内設備までの経路	(1) 線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（風除室で直進する場合は免除）	
	(2) 車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	(3) 段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか※1	
備考 ※1は、以下の部分を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合 ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合 ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等 		
3 一般項目（バリアフリー法建築物移動等円滑化誘導基準準用項目）		
整備項目	整備基準	適否
1 廊下等	(1) 突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	
6 駐車場	(1) 車椅子利用者用駐車施設を設けているか（200台以下2%以上、それを超えるとき1%+2）	
	(a) 幅は950cm以上であるか	
	(b) 利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか	
	(c) 車椅子利用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子利用者用駐車施設があることを表示する標識を設けているか	
	・ 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか ・ 内容が容易に識別できるものか	
16 ホテル又は旅館の客室	(1) 車椅子利用者用客室を設けているか（客室総数の1%以上※1）	
	(a) 出入口	
	・ 幅は80cm以上であるか	
	・ 戸は車椅子利用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	(b) 便所※2	
	・ 車椅子利用者用便房を設けているか	
	・ 出入口の幅は80cm以上であるか（当該便房を設ける便所も同様）	
・ 出入口の戸は車椅子利用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか（当該便房を設ける便所も同様）		
(c) 浴室等※3		
・ 車椅子利用者用浴室等を設けているか		
17 浴室等	(1) 車椅子利用者用浴室等を設けているか（1以上）	
	(a) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(b) 車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(c) 出入口	
	・ 幅は80cm以上であるか ・ 戸は車椅子利用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
備考 1 ※1は、1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数以上 2 ※2は、以下の場合を除く。 ・ 同じ階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車椅子利用者用便房が設けられたものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合 3 ※3は、以下の場合を除く。 ・ 不特定かつ多数の者が利用する浴室等（車椅子利用者用浴室等であるものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合		
備考 「適否」の欄には、次により記載してください。 ・ 整備基準に適合している場合→○ ・ 整備基準に適合していない場合→× ・ 整備基準が該当しない場合→-		

(公共交通機関の施設)

整備項目表

施設名称

施設所在地

整備項目	整備基準	適否
1 移動等円滑化された経路	(1) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路について、障害者等が円滑に通行できる経路(移動等円滑化された経路)が、乗降場ごとに1以上あるか	
	(2) 床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーター(構造上困難な場合はエスカレーター等)があるか	
2 視覚障害者誘導用ブロック等	(1) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成する通路等に視覚障害者誘導用ブロック又は音声等誘導設備を設けているか(視覚障害者の誘導を行う者による設備間の誘導が適切に実施される場合は、この限りでない)	
	(2) (1)の通路等と昇降機の操作盤、点字案内板等の設備、便所、乗車券等販売所との間に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しているか(視覚障害者の誘導を行う者による設備間の誘導が適切に実施される場合は、この限りでない)	
	(3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端下端に近接する通路等に点状ブロック等を敷設しているか	
3 出入口(移動等円滑化された経路と公共用通路の出入口)	(1) 有効幅は90cm以上(構造上やむを得ない場合は80cm以上)であるか	
	(2) 戸を設けている場合	
	(a) 有効幅は90cm以上(構造上やむを得ない場合は80cm以上)であるか	
	(b) 自動ドア又は車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	
4 通路	(3) 車椅子使用者の通過に支障となる段がないか(構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない)	
	(1) 床の表面は滑りにくい仕上げであるか	
	(2) 段を設けている場合	
	(a) 色の明度差等により段を識別しやすいものであるか	
	(b) 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものが設けられていない構造であるか	
	(3) 移動等円滑化された経路を構成する通路の有効幅は140cm以上(構造上やむを得ない場合は50m以内ごとに車いすが転回できる場所を設けた上で120cm以上)であるか	
	(4) 移動等円滑化された経路に戸を設けている場合	
	(a) 有効幅は90cm以上(構造上やむを得ない場合は80cm以上)であるか	
	(b) 自動ドア又は車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	
	(5) 移動等円滑化された経路を構成する通路には車椅子使用者の通過に支障となる段がないか(構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない)	
(6) 照明設備を設けているか		
5 傾斜路	(1) 手すりを両側に設けているか(構造上やむを得ない場合は、この限りでない)	
	(2) 床の表面は滑りにくい仕上げであるか	
	(3) 勾配部分は、その接続する通路との色の明度差等によりその存在を容易に識別できるか	
	(4) 両側に立ち上がり部を設けているか(側面が壁面の場合は、この限りでない)	

	(5) 移動等円滑化された経路を構成する傾斜路を設けている場合	
	(a) 有効幅は120cm以上(段に併設する場合は90cm以上)であるか	
	(b) 勾配は1/12以下(傾斜路の高さが16cm以下の場合は8分の1以下)であるか	
	(c) 高さが75cmを超える場合は高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
6 階段	(1) 手すりを両側に設けているか(構造上やむを得ない場合は、この限りでない)	
	(2) 手すりの端部付近に点字表記があるか	
	(3) 回り段を設けていないか(構造上やむを得ない場合は、この限りでない)	
	(4) 踏面の表面は滑りにくい仕上げであるか	
	(5) 色の明度差等により段を識別しやすいものであるか	
	(6) 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものが設けられていない構造であるか	
	(7) 両側に立ち上がり部を設けているか(側面が壁面の場合は、この限りでない)	
	(8) 照明設備を設けているか	
7 昇降機	(1) 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターを設けている場合	
	(a) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は80cm以上であるか	
	(b) 籠の内法幅は140cm以上であるか(籠の出入口が複数あり、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備を設けているものに限る)は、この限りでない)	
	(c) 籠の内法奥行きは135cm以上であるか(籠の出入口が複数あり、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備を設けているものに限る)は、この限りでない)	
	(d) 籠内に出入口を確認できる鏡があるか(籠の出入口が複数あり、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備を設けているものに限る)は、この限りでない)	
	(e) ガラス等のはめこみ又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であるか	
	(f) 籠内に手すりを設けているか	
	(g) 開扉時間を延長する機能があるか	
	(h) 籠内に停止予定階及び現在位置を表示する設備を設けているか	
	(i) 籠内に到着階及び戸の開鎖を音声で知らせる設備を設けているか	
	(j) 籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が円滑に操作できる操作盤を設けているか	
	(k) 籠内及び乗降ロビーに視覚障害者が円滑に操作できる位置に操作盤(点字貼付等)を設けているか	
	(l) 乗降ロビーの有効幅は150cm以上であるか	
	(m) 乗降ロビーの有効奥行きは150cm以上であるか	
	(n) 乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を音声で知らせる設備を設けているか(籠内の音声設備で代わる場合又は2つの階のみに停止するエレベーターである場合は、この限りでない)	
	(2) 移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターを設けている場合	
	(a) 上り専用・下り専用それぞれを設置しているか(旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない)	

	(b) 踏み段の表面及びくし板は滑りにくい仕上げであるか	
	(c) 昇降口には3枚以上の踏み段が同一平面上にあるか	
	(d) 色の明度差等により踏み段相互の境界を識別しやすいものであるか	
	(e) 色の明度差等によりくし板と踏み段との境界を識別しやすいものであるか	
	(f) エスカレーターの上端及び下端部分に進入の可否が示されているか(上り・下り専用エスカレーターでない場合は、この限りでない)	
	(g) 有効幅は80cm以上であるか	
	(h) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができるか(複数のエスカレーターを隣接した位置に設けている場合は、1のみが適合していれば足りる)	
	(i) 車止めを設けているか(複数のエスカレーターを隣接した位置に設けている場合は、1のみが適合していれば足りる)	
	(j) エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けているか	
8 便所	(1) 便所の出入口付近に男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る)並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備があるか	
	(2) 床の表面は滑りにくい仕上げであるか	
	(3) 男子用小便器を設けている場合は、床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが95cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けているか(1以上)	
	(4) (3)の小便器に手すりを設けているか	
	(5) 1以上の便所(男女の区別がある場合はそれぞれ)内に車椅子使用者等に配慮した構造を有する便房を設けているか、又は、1以上の便所を車椅子使用者等に配慮した構造としているか	
	(6) 1以上の便所内に車椅子使用者等に配慮した構造を有する便房を設けている場合	
	(a) 移動等円滑化された経路と便所との通路(1以上)の有効幅は140cm以上(構造上やむを得ない場合は50m以内ごとに車椅子が展開できる場所を設けた上で120cm以上)であるか	
	(b) (a)の通路に戸を設けている場合は、有効幅は80cm以上(構造上やむを得ない場合は80cm以上)であるか、また、自動ドア等により車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	
	(c) (a)の通路には車椅子使用者の通過に支障となる段がないか(構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない)	
	(d) (a)の通路に照明設備を設けているか	
	(e) 便所の出入口の有効幅は80cm以上であるか	
	(f) 便所の出入口には、車椅子使用者の通過に支障となる段がないか(傾斜路を併設している場合は、この限りでない)	
	(g) 便所の出入口には、車椅子使用者等に配慮した便房がある旨の表示があるか	
	(h) 便所の出入口に戸を設けている場合は、有効幅は80cm以上であるか、また、車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	
	(i) 便所は、車椅子使用者が円滑に利用できる広さを確保しているか	
	(j) 便房の出入口には、車椅子使用者の通過に支障となる段がないか	
	(k) 便房の出入口には、この便房が車椅子使用者等が円滑に利用できる構造であることを表示しているか	
	(l) 便房内に腰掛便座及び手すりを設けているか	
	(m) 便房内に障害者等が円滑に利用できる水洗器具を設けているか	
	(n) 便房の出入口の有効幅は80cm以上であるか	

	(o) 便所の出入口に戸を設けている場合は、有効幅は80cm以上であるか、また、車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	
	(p) 便所は、車椅子使用者が円滑に利用できる広さを確保しているか	
	(7) 1以上の便所を車椅子使用者等に配慮した構造としている場合	
	(a) 移動等円滑化された経路と便所との通路(1以上)の有効幅は140cm以上(構造上やむを得ない場合は50m以内ごとに車椅子が転回できる場所を設けた上で120cm以上)であるか	
	(b) (a)の通路に戸を設けている場合は、有効幅は90cm以上(構造上やむを得ない場合は80cm以上)であるか、また、自動ドア等により車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	
	(c) (a)の通路には車椅子使用者の通過に支障となる段がないか(構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない)	
	(d) 便所の出入口の有効幅は80cm以上であるか	
	(e) 便所の出入口には、車椅子使用者の通過に支障となる段がないか(傾斜路を併設している場合は、この限りでない)	
	(f) 便所の出入口に戸を設けている場合は、有効幅は80cm以上であるか、また、車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	
	(g) 便所は車椅子使用者等が円滑に利用できる広さを確保しているか	
	(h) 便所の出入口にこの便所が車椅子使用者等が円滑に利用できる構造であることを表示しているか	
	(i) 腰掛便座及び手すりを設けているか	
	(j) 障害者等が円滑に利用できる水洗器具を設けているか	
	(8) 1日当たりの平均乗降客数が3,000人以上の鉄道駅に便所を設けている場合(1以上(男女の区別がある場合はそれぞれ)が次に掲げる基準を満たす)	
	(a) 乳幼児椅子等乳幼児を座らせることができる設備を設けた便所を設けているか(1以上)	
	(b) 乳幼児ベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設けているか(1以上)(他におむつ替えができる場所を設けている場合は、この限りでない)	
	(c) (a)(b)の設備を設けた便所及び便所の出入口にその旨の表示があるか	
	(d) 視覚障害者が介助者と共に利用できるよう十分な広さを確保しているか	
	(e) オストメイトの利用に配慮した設備を設けているか(努力義務)	
9 案内設備、案内表示	(1) 運行情報を文字等で表示する設備及び音声で提供する設備を設けているか(技術上の理由等によりやむを得ない場合は、この限りでない)	
	(2) 傾斜路、昇降機、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備又は案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを示す標識を設けているか	
	(3) 公共用通路に直接通ずる出入口等の付近に傾斜路、昇降機、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所又は休憩設備の配置を表示した案内板を設けているか(昇降機等の設備の配置が容易に視認できる場合は、この限りでない)	
	(4) 公共用通路に直接通ずる出入口等の付近その他の適切な場所に、公共交通機関の施設の構造及び傾斜路、昇降機、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所又は休憩設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けているか	
10 乗車券等販売所、待合所及び案内所	(1) 乗車券等販売所を設けている場合(1以上が次に掲げる基準を満たす)	
	(a) 移動等円滑化された経路と乗車券等販売所との通路(1以上)の有効幅は140cm以上(構造上やむを得ない場合は50m以内ごとに車椅子が転回できる場所を設けた上で120cm以上)であるか	
	(b) (a)の通路に戸を設けている場合は、有効幅は90cm以上(構造上やむを得ない場合は80cm以上)であるか、また、自動ドア等により車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	

	(c) (a)の通路には車椅子使用者の通過に支障となる段がないか(構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない)	
	(d) 乗車券等販売所の出入口(1以上)の有効幅は80cm以上であるか	
	(e) (d)の出入口に戸を設けている場合は、有効幅は80cm以上であるか、また、車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	
	(f) (d)の出入口には車椅子使用者の通過に支障となる段がないか(構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない)	
	(g) 乗車券等販売所内にカウンターを設けている場合は、そのうち1以上は車椅子使用者が円滑に利用できる構造であるか(常時勤務する者が容易にカウンター前で対応できる場合は、この限りでない)	
	(h) 聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えているか(勤務する者を置かないものを除く)	
	(i) 当該設備を保有する旨を表示しているか(勤務する者を置かないものを除く)	
	(2) 待合所を設けている場合(1以上が次に掲げる基準を満たす)	
	(a) 移動等円滑化された経路と待合所との通路(1以上)の有効幅は140cm以上(構造上やむを得ない場合は50m以内ごとに車椅子が転回できる場所を設けた上で120cm以上)であるか	
	(b) (a)の通路に戸を設けている場合は、有効幅は90cm以上(構造上やむを得ない場合は80cm以上)であるか、また、自動ドア等により車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	
	(c) (a)の通路には車椅子使用者の通過に支障となる段がないか(構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない)	
	(d) 待合所の出入口(1以上)の有効幅は80cm以上であるか	
	(e) (d)の出入口に戸を設けている場合は、有効幅は80cm以上であるか、また、車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	
	(f) (d)の出入口には車椅子使用者の通過に支障となる段がないか(構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない)	
	(g) 待合所内にカウンターを設けている場合は、そのうち1以上は車椅子使用者が円滑に利用できる構造であるか(常時勤務する者が容易にカウンター前で対応できる場合は、この限りでない)	
	(3) 案内所を設けている場合(1以上が次に掲げる基準を満たす)	
	(a) 移動等円滑化された経路と案内所との通路(1以上)の有効幅は140cm以上(構造上やむを得ない場合は50m以内ごとに車椅子が転回できる場所を設けた上で120cm以上)であるか	
	(b) (a)の通路に戸を設けている場合は、有効幅は90cm以上(構造上やむを得ない場合は80cm以上)であるか、また、自動ドア等により車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	
	(c) (a)の通路には車椅子使用者の通過に支障となる段がないか(構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない)	
	(d) 案内所の出入口(1以上)の有効幅は80cm以上であるか	
	(e) (d)の出入口に戸を設けている場合は、有効幅は80cm以上であるか、また、車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	
	(f) (d)の出入口には車椅子使用者の通過に支障となる段がないか(構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない)	
	(g) 案内所内にカウンターを設けている場合はそのうち1以上は車椅子使用者が円滑に利用できる構造であるか(常時勤務する者が容易にカウンター前で対応できる場合は、この限りでない)	
	(h) 聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えているか(勤務する者を置かないものを除く)	
	(i) 当該設備を保有する旨を表示しているか(勤務する者を置かないものを除く)	
11 券売機	(1) 券売機を設けている場合は、そのうち1以上は障害者等が円滑に利用できる構造であるか(乗車券販売員が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない)	

12 休憩設備	(1) 障害者等の休憩の用に供する設備を設けているか(1以上) 旅客の円滑な流動に支障を及ぼす恐れのある場合は、この限りでない	
13 改札口	(1) 鉄道駅において移動等円滑化された経路に改札口を設けている場合は、そのうち1以上の有効幅が80cm以上であるか	
	(2) 鉄道駅において自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を、容易に識別することができる方法で表示しているか	
14 鉄道駅のプラットフォーム	(1) プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、できる限り小さいものであるか(構造上の理由によりこの間隔が大きい場合は、旅客に対する警告設備を設けているか)	
	(2) プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らであるか	
	(3) プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間・段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、円滑な乗降のための設備を1以上備えているか(構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない)	
	(4) 排水のための横断勾配は、1%標準であるか(構造上の理由によりやむを得ない場合はこの限りでなく、ホームドア等を設けている場合は適用しない)	
	(5) 床の表面は、滑りにくい仕上げであるか	
	(6) 発着する全ての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットフォーム(鋼索鉄道に係るものを除く)の場合	
	(a) ホームドア又は可動式ホーム柵(旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、内方線付き点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備)を設けているか	
	(7) (6)のプラットフォーム以外のプラットフォームの場合	
	(a) ホームドア、可動式ホーム柵、内方線付き点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けているか	
	(8) プラットホームの線路側以外の端部に転落防止のための柵を設けているか(旅客が転落するおそれがない場合は、この限りでない)	
	(9) 列車の接近を文字等により警告する設備及び音声により警告する設備を設けているか(技術上の理由等によりやむを得ない場合はこの限りでなく、ホームドア等を設けている場合は適用しない)	
	(10) 照明設備を設けているか	
	(11) 駅の適切な場所において、列車に設けられる車椅子スペースに通ずる旅客用乗降口が停止するプラットフォーム上の位置を表示しているか(この位置が一定しない場合は、この限りでない)	
15 バスターミナルの乗降場	(1) 床の表面は滑りにくい仕上げであるか	
	(2) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の自動車の通行、停留又は駐車のために供する場所に接する部分には、柵、点状ブロック等その他の視覚障害者の進入を防止する設備を設けているか	
	(3) 乗降場に接して停留する自動車に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造であるか	
備考 「適否」の欄には、次により記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・整備基準に適合している場合→○ ・整備基準に適合していない場合→× ・整備基準が該当しない場合→- 		

(道路)

整備項目表

施設名称

施設所在地

整備項目	整備基準	適否
1 歩道	(1) 車道等と適切な方法で分離しているか	
	(2) 有効幅員は200cm以上であるか(現地の状況等により困難な箇所は、この限りでない)	
	(3) 横断勾配は2%以下であるか	
	(4) 縦断勾配は5%以下であるか(既存道路に歩道を敷設する場合や地形状況等によりやむを得ない場合は、この限りでない)	
	(5) 横断歩道に接する場合等、歩道と車道等の段差は2cm標準であるか	
	(6) (5)の段差に接する歩道の部分には、車椅子使用者が静止し、又は円滑に転回できる部分を設けているか	
	(7) 路面は、平坦かつ滑りにくく水はけがよいか	
	(8) 排水溝を設けている場合は、溝ぶたは車椅子の車輪等が落ち込まない構造であるか	
	(9) 視覚障害者誘導用ブロックを敷設している場合は、色は黄色(又は設置面との対比効果が発揮できるもの)であるか	
	(10) 必要に応じ休憩に適するベンチ等を設けるよう努めているか	
2 立体横断施設	(1) 階段、傾斜路及びその踊場に手すりを設けているか	
	(2) 階段には回り段を設けていないか	
	(3) 路面は平坦で滑りにくく、水はけの良い仕上げであるか	
	(4) 段は識別しやすく、つまずきにくい構造であるか	
	(5) 階段の上端・下端・踊場には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しているか	
備考 「適否」の欄には、次により記載してください。 ・整備基準に適合している場合→○ ・整備基準に適合していない場合→× ・整備基準が該当しない場合→-		

(公園)

整備項目表

施設名称

施設所在地

整備項目	整備基準	適否
1 出入口	(1) 出入口(1以上)	
	(a) 有効幅員が120cm以上(車止めの柵等がある場合は柵等と柵等の間隔は90cm以上)であるか	
	(b) 段差がないか、段差がある場合は5%以下(構造上やむを得ない場合は8%以下)の勾配ですりつけているか	
	(c) 路面は平たんで、濡れても滑りにくい仕上げであるか	
	(d) 出入口が直接車道等に接する場合は、点状ブロック等により車道等との境界を明示しているか	
2 園路	(1) 「1出入口」に通ずる主要な園路	
	(a) 有効幅員は120cm以上であるか	
	(b) 縦断勾配は5%以下(高低差が16cm以下の場合は12%以下、高低差が75cm以下の場合は8%以下)であるか	
	(c) 3%以上の縦断勾配が30m以上続く場合は、延長30m以内ごとに150cm以上の水平部分を設けているか	
	(d) 段差がないか、段差を生ずる場所は、5%以下(構造上やむを得ない場合は8%以下)の勾配ですりつけているか(やむを得ず段差を残す場合は2cm以下)	
	(e) 階段を設けている場合は、傾斜路を併設しているか	
	(f) 路面は平たんで、濡れても滑りにくい仕上げであるか	
	(g) 視覚障害者誘導用ブロックを園路の要所に敷設しているか	
	(2) 園路に設ける傾斜路	
	(a) 有効幅員は120cm以上であるか	
	(b) 傾斜路の始終点及び高低差75cm以内ごとに長さ150cm以上の踊場を設けているか	
	(c) 手すりを設けているか	
	(d) 両側に転落を防止するための措置が講じられているか	
	(3) 排水溝を設けている場合は、溝ふたは車椅子の車輪等が落ち込まない構造であるか	
	3 階段	(1) 主要な動線上にある階段
(a) 回り段を設けていないか		
(b) 有効幅員は120cm以上であるか		
(c) 階段の始終点及び高さ300cm以内ごとに長さ150cm以上の踊場を設けているか		
(d) 手すりを連続して設けているか		
(e) 表面は平たんで、濡れても滑りにくい仕上げであるか		
(f) 路面は視覚障害者が識別しやすいものであり、つまずきにくい構造であるか		
(g) 昇り口、降り口の路面には、点状ブロック等を敷設しているか		
4 便所(街区公園を除く)		(1) 便所を設けている場合は、車椅子利用者用便房を設けているか(1以上)
	(a) 出入口の幅は80cm以上であるか	
	(b) 出入口に戸を設けている場合は、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であるか	

	(c) 出入口に高低差がある場合は、傾斜路を併設しているか	
	(d) 腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	
	(e) 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保しているか	
	(2) (1)の便房を設けてある便所の出入口付近にその旨の標識及び誰もが利用できる旨の表示があるか	
	(3) 男子用小便器がある場合は、床置き式、壁掛式その他これらに類する小便器であるか(1以上)	
5 案内板	(1) 案内表示を設けている場合は、障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう配慮されたものであるか	
6 駐車場	(1) 車椅子使用者用駐車施設を設けているか	
	(a) 200台以下2%以上、それを超えるとき1%+2以上の数を設けているか	
	(b) 幅は950cm以上であるか	
	(c) 「2園路」に定める構造の園路に接続しやすい位置に設けているか	
	(d) 車椅子使用者用駐車施設である旨表示しているか	
7 付帯設備	(1) ベンチ、水飲み場、券売機等は、障害者等に配慮された構造であるか	
備考 「適否」の欄には、次により記載してください。 ・整備基準に適合している場合→○ ・整備基準に適合していない場合→× ・整備基準が該当しない場合→-		

(路外駐車場)

整備項目表

施設名称

施設所在地

整備項目	整備基準	適否
1 駐車場	(1) 車椅子使用者用駐車施設を設けているか	
	(a) 200台以下2%以上、それを超えるとき1%+2以上の数を設けているか	
	(b) 幅は950cm以上であるか	
	(c) 出入口に近い位置に設けているか	
	(d) 車椅子使用者用駐車施設である旨表示しているか	
2 出入口(自動車のみの利用に供するものを除く)	(1) 出入口(1以上)	
	(a) 幅は90cm以上であるか	
	(b) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないか	
	(c) 路面は滑りにくい仕上げであるか	
3 駐車場内の通路	(1) 駐車施設から出入口までの通路の構造は、障害者等に配慮したものであるか	
備考 「適否」の欄には、次により記載してください。 ・整備基準に適合している場合→○ ・整備基準に適合していない場合→× ・整備基準が該当しない場合→-		

特定生活関連施設新築等届出書

年 月 日

群馬県知事 へ

届出者 ()

人にやさしい福祉のまちづくり条例第25条第1項の規定により、次のとおり届出します。

1	届出者住所 ()
2	施設の名称 ()
3	施設の所在地 ()
4	施設の概要（該当する□にチェックを入れてください。） <input type="checkbox"/> 建築物・ <input type="checkbox"/> 公共交通機関の施設 a 用途 () () () () b 建築面積 () 平方メートル c 延べ面積 () 平方メートル d 構造 (S造・RC造・SRC造・木造) e 規模 (地上 階 ・ 地下 階) <input type="checkbox"/> 道路 延長 () メートル <input type="checkbox"/> 公園 敷地面積 () 平方メートル <input type="checkbox"/> 路外駐車場 駐車の用に供する面積 () 平方メートル
5	工事に係る部分の概要（該当する□にチェックを入れてください） a 用途 () () () () b 工事種別 (<input type="checkbox"/> 新築又は新設 <input type="checkbox"/> 増改築・改修等（注1） <input type="checkbox"/> 用途の変更) c 面積又は延長（注2）() 平方メートル又はメートル d 着工及び完成予定日（着工 年 月 日 / 完成 年 月 日）
6	連絡先 名称 () 所在地 () 電話番号 ()
※	經由欄 日付 年 月 日 番号 第 号
※	受付欄 日付 年 月 日 番号 第 号

備考

- （注1）については、建築物の場合は増築・改築・移転・大規模な修繕又は模様替え、建築物以外については改修等の場合にチェックしてください。
- （注2）については、道路の場合は延長を、それ以外は延べ面積を記入してください。
- ※印欄には、記入しないでください。

別記様式第4号（規格A4）（第11条関係）

特定生活関連施設新築等変更届出書

年 月 日

群馬県知事 へ

届出者（ ）

人にやさしい福祉のまちづくり条例第25条第2項の規定により、次のとおり届出します。

1	届出者住所	（ ）
2	特定生活関連施設新築等届出書 施設区分（ <input type="checkbox"/> 建築物・ <input type="checkbox"/> 公共交通機関の施設・ <input type="checkbox"/> 道路・ <input type="checkbox"/> 公園・ <input type="checkbox"/> 路外駐車場） 提出日（ 年 月 日） 受理番号（ ）	
3	施設の名称	（ ）
4	施設の所在地	（ ）
5	変更の内容	（ ） （ ） （ ） （ ） （ ） （ ） （ ） （ ） （ ） （ ）
6	連絡先 名称 所在地 電話番号	（ ） （ ） （ ）
※	経由欄 日付 年 月 日 番号 第 号	
※	受付欄 日付 年 月 日 番号 第 号	

備考 ※印欄には、記入しないでください。

別記様式第5号（規格A4）（第12条関係）

特定生活関連施設工事完了届出書

年 月 日

群馬県知事 あて

届出者（ ）

人にやさしい福祉のまちづくり条例第26条の規定により、次のとおり届出します。

1	届出者住所（ ）
2	特定生活関連施設新築等届出書 施設区分（ <input type="checkbox"/> 建築物・ <input type="checkbox"/> 公共交通機関の施設・ <input type="checkbox"/> 道路・ <input type="checkbox"/> 公園・ <input type="checkbox"/> 路外駐車場） 提出日（ 年 月 日） 受理番号（ ）
3	施設の名称（ ）
4	施設の所在地（ ）
5	工事完了年月日（ 年 月 日）
6	連絡先 名称（ ） 所在地（ ） 電話番号（ ）
7	軽微な変更 （ ） （ ） （ ） （ ） （ ） （ ） （ ） （ ） （ ） （ ）
※	經由欄 日付 年 月 日 番号 第 号
※	受付欄 日付 年 月 日 番号 第 号

備考 ※印欄には、記入しないでください。

特定生活関連施設適合状況報告書

年 月 日

群馬県知事 へ

報告者（ ）

人にやさしい福祉のまちづくり条例第28条の規定により、次のとおり報告します。

1	報告者住所	（ ）
2	施設の区分	（ <input type="checkbox"/> 建築物・ <input type="checkbox"/> 公共交通機関の施設・ <input type="checkbox"/> 道路・ <input type="checkbox"/> 公園・ <input type="checkbox"/> 路外駐車場）
3	施設の名称	（ ）
4	施設の所在地	（ ）
5	施設の概要（該当する <input type="checkbox"/> にチェックを入れてください。）	
	<input type="checkbox"/> 建築物・ <input type="checkbox"/> 公共交通機関の施設	
	a 用途	（ ）（ ）（ ）（ ）
	b 建築面積	（ ）平方メートル
	c 延べ面積	（ ）平方メートル
	d 構造	（S造・RC造・SRC造・木造）
	e 規模	（地上 階 ・ 地下 階）
	<input type="checkbox"/> 道路	延長（ ）メートル
	<input type="checkbox"/> 公園	敷地面積（ ）平方メートル
	<input type="checkbox"/> 路外駐車場	駐車の用に供する面積（ ）平方メートル
6	特定生活関連施設新築等届出書及び工事完了届出書の提出の有無	
	新築等届出書（ <input type="checkbox"/> 提出（ 年 月 日）・ <input type="checkbox"/> 既存施設のため不要・ <input type="checkbox"/> 未提出）	
	工事完了届出書（ <input type="checkbox"/> 提出（ 年 月 日）・ <input type="checkbox"/> 既存施設のため不要・ <input type="checkbox"/> 未提出）	
7	連絡先 名称	（ ）
	所在地	（ ）
	電話番号	（ ）
※	經由欄	
	日付	年 月 日
	番号	第 号
※	受付欄	
	日付	年 月 日
	番号	第 号

備考 ※印欄には、記入しないでください。

（表面）

第	号
身 分 証 明 書	
所属	
職名	
氏名	
上記の者は、人にやさしい福祉のまちづくり条例第32条第1項の規定による立入検査をする職員であることを証明する	
年	月 日
群馬県知事	
印	

（裏面）

人にやさしい福祉のまちづくり条例（抜粋）	
（立入検査）	
第32条 知事は、特定生活関連施設の新築等をしようとする者又は特定生活関連施設所有者等に対し、前3条（第30条第5号を除く。）の規定の施行に必要な限度において、その職員に検査のため特定生活関連施設又はその工事現場に立ち入り、当該特定生活関連施設の整備基準への適合状況について検査させることができる。	
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。	
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	